

平成30年7月19日

第1回いの町水道事業経営審議会 資料①

いの町水道事業経営審議会 について

1. 審議会の設置根拠及び位置づけ
2. 審議会のスケジュール

1. 審議会の設置根拠及び位置づけ

設置の根拠

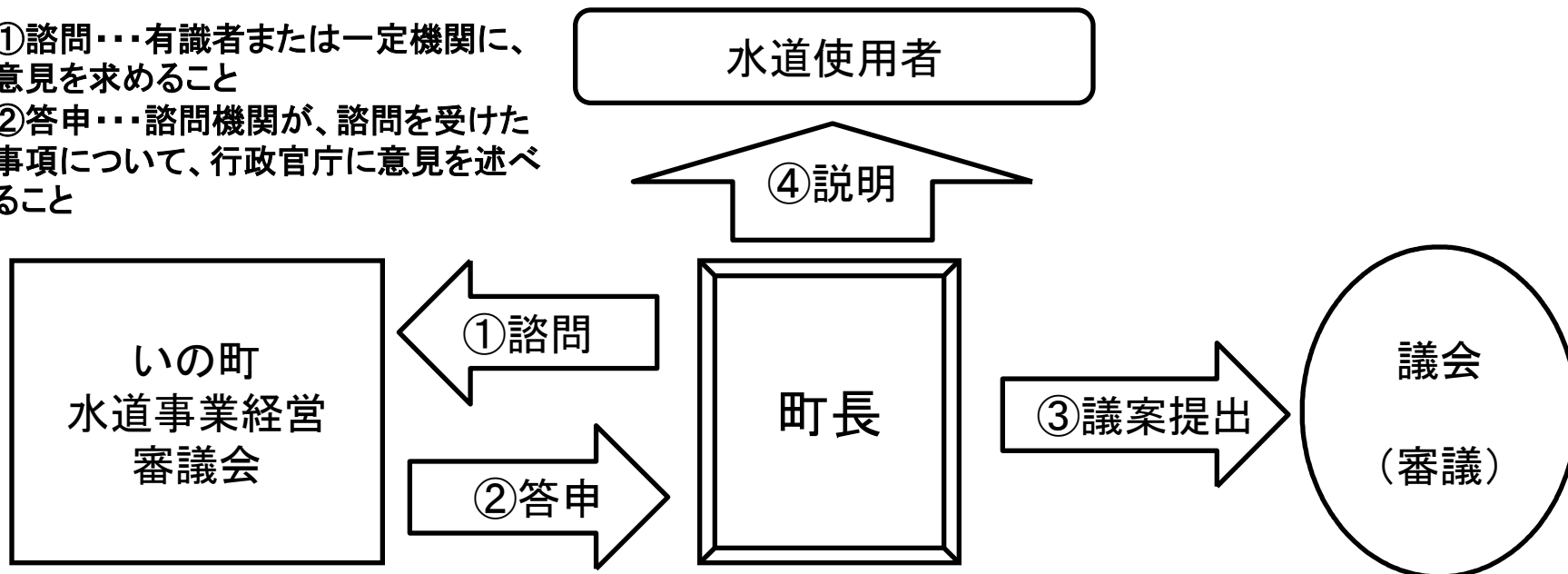
いの町水道事業経営審議会条例

第1条 水道事業の円滑な運営を図るため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、いの町水道事業経営審議会を設置する。

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、水道事業の経営に関する事項について審議する。

審議会の位置づけ

- ①諮問…有識者または一定機関に、意見を求めること
- ②答申…諮問機関が、諮問を受けた事項について、行政官庁に意見を述べること



2. 審議会のスケジュール(予定)

審議会	時期	主な内容
第1回	7月19日	町長から審議会へ諮問 いの町水道事業の概要、現状と課題
第2回	8月27日	料金水準の検討
第3回	9月下旬	料金水準の検討 答申(案)の検討
第4回	10月下旬	答申の決定 審議会から町長へ答申